

賃上げ貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、自社従業員の賃上げに取り組む方にご利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

POINT 1

雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある方が対象となります

POINT 2

ご利用いただく融資制度に定める貸付利率から、利率が引下げとなります

POINT 3

ご融資日から2年間、利率が引下げとなります

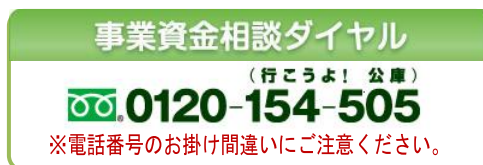
賃上げ貸付利率特例制度 概要

ご利用 いただける方	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(注2) (注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。 (注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。
利率(年)	各融資制度に定める利率－0.5%(ご融資日から2年間) (※)利率の下限は0.3%
その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

東京支店【問い合わせ先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー1F

TEL 03-3270-1301

担当：出島、伊東